

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月1日

【会社名】 カシオ計算機株式会社

【英訳名】 CASIO COMPUTER CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 榎尾 和宏

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区本町1 - 6 - 2

【電話番号】 03-5334-4852

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員（財務・IR担当）高木 明德

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区本町1 - 6 - 2

【電話番号】 03-5334-4852

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員（財務・IR担当）高木 明德

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第59回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円50銭

配当総額 5,880,132,563円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役及び監査役に社内外を問わず広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、また、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって、取締役及び監査役の責任を法令の定める範囲で一部免除することができる旨の規定を、変更案第27条第1項及び変更案第34条第1項のとおり新設する。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、変更案第27条第2項及び変更案第34条第2項のとおり、その一部を変更する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、榎尾和雄、榎尾和宏、高木明德、中村 寛、増田裕一、山岸俊之、小林 誠、石川博一、小谷 誠及び高野 晋の各氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、戸澤和彦氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 賛成率 | 決議結果 |
|-------|-----------|---------|--------|--------|------|
| 第1号議案 | 2,052,401 | 1,088 | 10,878 | 97.82% | 可決 |
| 第2号議案 | 1,941,463 | 112,020 | 10,878 | 92.53% | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 榎尾和雄 | 1,938,022 | 73,030 | 53,306 | 92.37% | 可決 |
| 榎尾和宏 | 2,008,123 | 2,930 | 53,306 | 95.71% | 可決 |
| 高木明德 | 2,008,326 | 2,728 | 53,306 | 95.72% | 可決 |
| 中村 寛 | 2,008,649 | 2,405 | 53,306 | 95.73% | 可決 |
| 増田裕一 | 2,008,633 | 2,421 | 53,306 | 95.73% | 可決 |
| 山岸俊之 | 2,008,670 | 2,384 | 53,306 | 95.73% | 可決 |
| 小林 誠 | 2,008,663 | 2,391 | 53,306 | 95.73% | 可決 |
| 石川博一 | 1,893,364 | 117,689 | 53,306 | 90.24% | 可決 |
| 小谷 誠 | 2,009,247 | 1,808 | 53,306 | 95.76% | 可決 |
| 高野 晋 | 1,968,747 | 42,307 | 53,306 | 93.83% | 可決 |
| 第4号議案 | | | | | |
| 戸澤和彦 | 2,052,303 | 1,192 | 10,878 | 97.81% | 可決 |

(注) 1. 賛成率の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

2. 各議案が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以 上